

(写)
2 西企企第 113 号
令和 2 年 9 月 2 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

令和元年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和 2 年 3 月 31 日付 31 西監第 187 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、契約期間の設定が適切でないもの、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているもの、書面による契約手続の前に業務が行われているものが見受けられた。</p> <p>また、実施起案等の書類の記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。</p> <p>契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>契約事務規則にのっとり適正な事務執行の徹底について改めて確認するとともに、競争による事業者選定を原則としながら、契約事案の性質に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>契約書類の記載漏れや添付書類の不備などを防止するため、「契約事務の手引き」や「主管課契約（請書契約）の手続チェックシート」を活用するよう、改めて課内へ周知する。</p>